# 6月定例会

住民直接請求による
(仮称)市民交流センター整備基本方針の是非を問う

# 住民投票条例案を否決

◆ 住民投票条例制定に関する審査特別委員会を設置し審査（賛成者3名で否決）
◆ 本会議では、委員会審査を受け議員5名が討論を行い
採決の結果、賛成者5名の賛成少数として、条例案は否決となった。

## 住民直接請求による条例制定審査の経過

市議会6月定例会は、6月1日開会し、市長から33件の議案が提出された。

その中で、市民有志が市長へ直接請求した（仮称）市民交流センター整備基本方針の是非を問う住民投票条例案については、6月12日に直接請求代表者の意見陳述を行い、住民投票条例制定に関する審査特別委員会（委員12名）を設置し、審議が行われた後、委員長を除く委員11名で採決を行った結果、賛成少数（3名）として条例案を否決した。

委員会審査の結果を受け6月21日の議会本会議において討論の後、議長と退席者1名を除く22名の議員で採決を行い、賛成者5名の賛成少数として条例案は否決された。

## 条例制定請求の要旨

1月24日の市議会中心市街地活性化対策特別委員会で、市が（仮称）大門中央通り地区市街地再開発事業により建設される再開発ビルの保留床を取得し図書館を主要施設とする複合施設（仮称）市民交流センターを整備すること等、6項目の基本方針が了承された。

しかしながら、場所も内容も最初から結論ありきの市の提案を認めたこの特別委員会の結論は、中心市街地活性化効果の検証も無く、ワーキンググループや市民の意見を汲み取っておらず文字通り拙速な採決であり、多くの市民の意志に反している。一層厳しさを増す市の財政状況のもとで、本当に市民交流センター整備が必要なのか、必要ならばその中身や場所は今の場所、今の内容でよいのか等、もう一度時間をかけ見直さなければならない。

そこで、議会が了承した（仮称）市民交流センター整備の基本方針の是非を直接市民一人ひとりに確認する必要があり、それを実践するため住民投票条例の制定を請求する。

### 直接請求への市長の意見（要旨）

（仮称）市民交流センター整備基本方針は、市民、議会、行政ともども多くの年月と労力を費やし、真摯な議論を積み重ねてきた結果として結論を得たものであり、市長、議会とも市民から負託された責務を果してきたと認識している。

したがって、請求者の「特別委員会の結論は拙速な採決」との主張は、この間の経過を理解されない論拠に乏しいものである。そのような理由を持って市民の賛否を問う条例の制定を行うことは、代表民主制の機関である市長と議会の関係を否定し覆すものであって、議会制民主主義を否定することになりかねない。

また、まちづくりに対する市民、議会、行政の真摯な議論を阻害することとなり、塩尻市のまちづくりの推進に大きな停滞を招くことが危惧される。

よって今回請求の住民投票条例の制定は必要ないものと判断する。

## 委員会審査報告（抜粋）

「（仮称）市民交流センター整備基本方針の是非を問う住民投票条例」について審査特別委員会を6月19日に開催し、慎重審査の結果賛成少数であり、「原案は否決すべきもの」と決しました。

請求代表者3名を参考人として出席を願い、まず参考人へ質疑を行い、続いて理事者に対して質疑を行った後、討論を行いました。

**〔参考人への質疑〕**

問　（仮称）市民交流センター整備の6項目を参考人自身がどのように理解し、署名活動に当たりどのように市民に説明したのか。

答　土地の取得、組合を作っての建設等は解っている。細かく説明しても住民には解らない。議会の了承で、建設が進むことになった。解っている者だけで決めてよいのか。大多数が解るように努力すべきだ。

問　議会がこの問題について13回の特別委員会において検討した経過については。

答　知らない。議会は市民と乖離し市民合意が無い。

問　行政が市民に説明責任を果すにはどうするべきと考えるか。

答　市民は自分に直接の負担が無ければ無関心であり、意見集約は難しいが、細かい説明は欲しい。若い者は新聞や広報を読まない。

**〔市理事者への質疑〕**

問　参考人より「知る権利があるのに知らされていなかった」との指摘があるが。

答　広報特集を4回、折込として飛び込み市民会議のまとめ・構想図面を入れ、飛び込み市民会議の全区開催等をしており、これ以上の説明は難しい。

問　図書館機能について、利用者の声を聞いているのか。

答　図書館利用計画を作るのに30回の会議を開き1年をかけてきた。市民の暮らし、情報、交流等、生涯学習の場にし、幼児から高齢者まで利用しやすい場としてレファレンシャルサービスを充実したい。

問　市長の意見書に「議会制民主主義を否定する云々」の表現があるが、今度の問題がそうなのか。

答　住民投票条例は否定しない。この問題は平成11年度から十分な論議をしてきている。

**〔委員による討議〕**

**『条例制定に賛成の意見』**

○　説明不足の感があり周知の方法にも問題がある。

○　これだけの請求がある以上、どの程度理解されているのか確認する必要がある。

○　独自で行った世論調査では、賛否が接近しており、市民の声を問う必要がある。

**『条例制定に反対の意見』**

○　（仮称）市民交流センターは市にとって必要なものであり、負の財産ではない。必要なものを必要な時に作る必要がある。

○　十分市民に広報を行い、説明済みであり、議会も審議に十分時間をとった。市民は市や議員を信頼して任せてもらっていると思う。

○　条例制定の必要は無いが、市民の理解不足は問題なので、今後も十分な説明をしていくべきだ。